

大阪市公告第22号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年5月9日

大阪市長 横山英幸

1 担当部局

〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町4-88 みらい教育共創館8階

大阪市総合教育センター管理担当

電話 06-6718-7230

2 入札に付する事項

(1) 案件名称

大阪市総合教育センター廃棄文書等売払（単価契約）

(2) 売払物品及び予定数量

売払物品		年間予定数量
廃棄文書等		約23,500kg
内 訳	廃棄文書	約3,000kg
	ダンボール	約200kg
	シュレッダー	約200kg
	パンフレット・雑誌等	約100kg
	書籍・雑紙等	約20,000kg

※「雑誌等」には、雑誌、使用済用紙、包装紙、その他紙類を含む。

※ なお、数量は予定数量であり、本市の都合により増減する。

3 引取期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

4 引き取り場所

- (1) 大阪市総合教育センター 大阪市天王寺区南河堀町 4-88

集積場所 「ゴミ集積所」

- (2) もと大阪市教育センター 大阪市港区弁天 1 丁目 1 番 6 号

6 階図書室 可動式本棚（長さ 3,600mm×6 段）18 棚 約 13,000kg

6 階別室 ダンボール箱（100 サイズ）約 450 箱 約 5,400kg

8 階別室 固定式本棚（長さ 2,700mm×7 段）3 棚 約 1,600kg

※現地確認は、本市担当者と事前調整のうえ可能

5 引き取り方法

- (1) 契約期間中、買受人は数量の多少に関わらず本市の指定する数量を引き取るものとする。

- (2) 引取回数は大阪市総合教育センターについては、月 1 回程度、もと教育センターについては年 1 回程度を基本として、本市担当者から事前連絡を行う。

- (3) もと教育センターの廃棄文書（書籍等）については、可動式本棚から書籍等を取り出すため、通路が狭く、人力によりコンテナなどに入れて台車で搬出しなければならない。

その際、不純物（ビニールカバー、CD、写真等）が含まれており、その不純物を選別・除外しながら搬出作業を行うこと

また、当センターの別室にダンボール詰めした廃棄文書（図書）についても、相当数の不純物が混在しているため、箱の中身を確認・選別しながら搬出すること

なお、発生した不純物（不織布、ファイル等）については、発注者が産業廃棄物として別途契約のうえ処分するので、指定する場所に配置すること

6 売払物品保管場所

入札説明書による。

7 入札参加資格

(1) 令和４・５・６年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、本市契約管財局契約部契約課（委託・物品契約グループ）に本市物品売払入札参加承認申請を行うこと。ただし、令和７年５月２０日（火）までに参加承認を受けていない場合は、入札に参加することができない。

（参加承認申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※令和４・５・６年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書「令和４・５・６年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書の写し（発行後３か月以内のもの）

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書（発行後３か月以内のもの、写しは不可）

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(5) 廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること

8 入札説明書等の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所

教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局（上記 1 に同じ）

(2) 交付期間

公告の日から令和 7 年 5 月 20 日（火）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条に掲げる本市の休日を除く。）、午前 9 時から午後 5 時まで。（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）

9 入札参加資格の審査等

入札参加申請受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

10 契約条項を示す場所

上記 8－(1)に同じ

11 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の 100 分の 10 以上を指定期限（本市が発行する納入通知書の期限）までに納付すること

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

(3) 保証人

不要

(4) 契約書作成の要否

要

12 入札執行日時及び場所

令和 7 年 5 月 21 日（水）午前10時

大阪市天王寺区南河堀町 4-88 みらい教育共創館 9 階

大阪市総合教育センター 902研修室

13 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

14 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）に記載する金額は、売払物品 1 kgあたりの単価（小数点第 2 位未満の端数切捨て）とし、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認し、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載されている個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載されている個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

15 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格とした入札
- (3) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札

とみなし無効とする。

なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

16 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 その他

- (1) 本契約は売払物品 1 kgあたりの単価契約とする。
- (2) 上記11-(2)の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

18 問合せ先

大阪市総合教育センター管理担当

電話 06-6718-7230

(大阪市総合教育センター管理担当)